

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>中心市街地の活性化に関する法律施行令</p> <p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条 中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。） 第七条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。</p> <p>表（略）</p> <p>2 法第七条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>（特定会社の要件）</p> <p>第二条 法第七条第七項第七号の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下この条、第五条並びに第十条第五項第二号及び第六項第</p>	<p>中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令</p> <p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「法」という。） 第四条第三項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。</p> <p>表（略）</p> <p>2 法第四条第三項第六号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>（新設）</p>

一号において同じ。)の議決権に占める中小企業者以外の会社
(以下この条及び第十条第六項第一号において「大企業者」と
いう。)の有する議決権の割合が二分の一未満であること(独
立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあつては、
独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、総株主
の議決権に占める大企業者の有する議決権の割合が二分の一未
満となることが確実と認められること)、持分会社(会社法(平
成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する
持分会社をいう。第五条及び第十条第五項第二号において同じ
)にあつてはその社員(業務執行権を有しないものを除く。
)に占める大企業者の割合が二分の一未満であることとする。

(中心市街地食品流通円滑化事業の実施主体に出資又は拠出す
る法人等)

第三条 法第七条第九項第二号の事業協同組合、事業協同小組合
、協同組合連合会その他の政令で定める法人は、次のとおりと
する。

一 一七 (略)

2 法第七条第九項第二号の出資又は拠出に係る法人で政令で定
めるものは、食品の小売業の振興を図ることを目的とする法人
とする。

(貨物運送効率化事業に係る施設)

第四条 法第七条第九項第四号イの政令で定める施設は、特定の
中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配
達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送

(中心市街地食品流通円滑化事業の実施主体に出資又は拠出す
る法人等)

第二条 法第四条第四項第三号の事業協同組合、事業協同小組合
、協同組合連合会その他の政令で定める法人は、次のとおりと
する。

一 一七 (略)

2 法第四条第四項第三号の出資又は拠出に係る法人で政令で定
めるものは、食品の小売業の振興を図ることを目的とする法人
とする。

(貨物運送効率化事業に係る施設)

第三条 法第四条第四項第五号イの政令で定める施設は、特定の
中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配
達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送

事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者をいう。）又は第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の全部又は大部分が利用するための施設とする。

（中心市街地活性化協議会を組織することができる者の要件）

第五条 法第十五条第一項第一号ロに規定する会社についての政令で定める要件は、当該会社が株式会社である場合にあつては総株主の議決権に占める市町村（組織しようとする中心市街地活性化協議会に係る中心市街地をその区域に含む市町村をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社である場合にあつてはその社員のうち市町村があることとする。

2 法第十五条第一項第二号ロの政令で定める要件は、公益法人である場合にあつては財団法人であつてその基本財産の全部若しくは一部が市町村により拠出されていること又は社団法人であつてその社員のうち市町村があること、特定会社である場合にあっては株式会社であつて総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること又は持分会社であつてその社員のうち市町村があることとする。

（削る）

事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者をいう。）又は第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の全部又は大部分が利用するための施設とする。

（新設）

（特定会社の要件）

第四条 法第四条第五項第七号の政令で定める要件は、中小企業者以外の会社（以下この条及び第九条第六項第一号において「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式の数の当該

(保留地において都市福利施設を設置する者)

第六条 法第十六条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

(都市福利施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)

第七条 法第十六条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が二分の一未満であること（独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、大企業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が二分の一未満となることが確実と認められること）とする。

(保留地において交通施設等を設置する者)

第五条 法第七条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

(交通施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)

第六条 法第七条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

(削る)

(中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助)

第八条 法第三十条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用（共同住宅の建設に係るものに限る。）のうち共同住宅の共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であつて国土交通省令で定めるもの（以下この条及び次条において「共同住宅の共用部分等」という。）に係る費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額とする。

(法第十一条第三号の政令で定める土地)

第七条 法第十一条第三号の政令で定める土地は、次のとおりとする。

- 一 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
- 三 法第十一条第二号に規定する建築物その他の施設の整備に関する事業の用に供する土地
- 四 特定中心市街地の区域内において行われる前三号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

(中小小売商業高度化事業構想の認定を申請することができる者)

第八条 法第十八条第一項の政令で定める要件は、特定会社にあつてはその発行済株式の総数又は出資金額の百分の三以上が地方公共団体により所有され又は出資されていること、公益法人にあつては財団法人であつてその基本財産の全部若しくは一部が地方公共団体により拠出されていること又は社団法人であつてその社員のうちに地方公共団体があることとする。

2 法第十八条第一項の政令で定める者は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（商工会又は商工会議所と共同して中小小売商業高度化事業構想の認定を申請する場合に限る。）であつて、その社員のうち地方公共団体があるものとする。

(地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用の補助)

第九条 法第三十四条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用のうち共同住宅の共用部分等に係る費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

(中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件)

第十条 法第四十条第四項第四号(法第四十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の政令で定める要件は、法第七条第七項第一号に定める事業については、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、法第七条第一項第二号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。)であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

三 (略)

2 法第四十条第四項第四号の政令で定める要件は、法第七条第七項第二号に定める事業については、次のとおりとする。

一 二 (略)

3 法第四十条第四項第四号の政令で定める要件は、法第七条第七項第三号に定める事業については、次のとおりとする。

(新設)

(中小小売商業高度化事業計画の認定の要件)

第九条 法第二十条第四項(法第二十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の政令で定める要件は、法第四条第五項第一号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画については、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、法第四条第三項第二号から第五号までの一に該当するものをいう。以下この条において同じ。)であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

三 (略)

2 法第二十条第四項の政令で定める要件は、法第四条第五項第二号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画については、次のとおりとする。

一 二 (略)

3 法第二十条第四項の政令で定める要件は、法第四条第五項第三号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画について

一～四 (略)

4 法第四十条第四項第四号の政令で定める要件は、法第七条第七項第四号に定める事業については、次のとおりとする。

一～四 (略)

5 法第四十条第四項第四号の政令で定める要件は、法第七条第七項第五号及び第六号に定める事業については、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第七条第七項第六号に掲げる会社にあつては、株式会社であつて総株主の議決権に占める中小小売商業者の有する議決権の割合が十分の七以上であること又は持分会社であつてその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める中小小売商業者の割合が二分の一を超えていること。

三 法第七条第七項第五号に定める事業又は同項第六号に定める事業のうち店舗等の設置の事業にあつては、当該会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。

四 法第七条第七項第六号に定める事業のうち共同店舗等の設置の事業にあつては、当該共同店舗が主として同号に掲げる会社又はその会社に出資しようとする、若しくは出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。

五 (略)

6 法第四十条第四項第四号の政令で定める要件は、法第七条第七項第七号に定める事業については、次のとおりとする。

は、次のとおりとする。

一～四 (略)

4 法第二十条第四項の政令で定める要件は、法第四条第五項第四号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画については、次のとおりとする。

一～四 (略)

5 法第二十条第四項の政令で定める要件は、法第四条第五項第五号及び第六号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画については、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第四条第五項第六号に掲げる会社にあつては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が十分の七以上であること。

三 法第四条第五項第五号に定める事業又は同項第六号に定める事業のうち店舗等の設置の事業にあつては、当該会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。

四 法第四条第五項第六号に定める事業のうち共同店舗等の設置の事業にあつては、当該共同店舗が主として同号に掲げる会社又はその会社に出資しようとする、若しくは出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。

五 (略)

6 法第二十条第四項の政令で定める要件は、法第四条第五項第七号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画について

一 法第七条第七項第七号の特定会社が株式会社であつて当該事業を実施する場合には、次のいずれにも該当するものであること。

イ (略)

ロ 当該特定会社の株主のうち、その有する議決権の総株主の議決権に占める割合が最も高いものが、大企業者でないこと。

ハ 当該特定会社の株主のうち、その有する議決権の総株主の議決権に占める割合が経済産業省令で定める割合以上であるものが、いずれも大企業者でないこと。

二 (略)

(削る)

(保険料率)

第十一条 法第四十三条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し

は、次のとおりとする。

一 法第四条第五項第七号の特定会社が当該事業を実施する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ (略)

ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。

ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。

二 (略)

第十条 削除

(保険料率)

第十一条 法第二十六条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し

特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会）

第十二条 法第四十七条第五項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

一・二 （略）

（中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地）

第十三条 法第五十二条第三号の政令で定める土地は、次のとおりとする。

一 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

三 法第五十二条第二号に規定する施設の整備に関する事業の用に供する土地

四 中心市街地の区域内において行われる前三号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

（権限の委任）

特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（貨物運送取扱事業法の特例に係る組合又はその連合会）

第十二条 法第三十条第五項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

一・二 （略）

（新設）

（権限の委任）

第十四条 法第三十九条第一項、第四十条第四項、第四十一条第一項及び第二項、第四十六条並びに第五十条の規定による国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。

第十三条 法第十六条第四項、第十七条第一項及び第二項、第二十九条並びに第三十六条の規定による国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。

改正案	現行
<p>附則 （不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲） 第七条（略） 2～32（略）</p> <p>33 法附則第十一条第三十五項に規定する政令で定める規模は、 ○・五ヘクタールとする。</p> <p>34 法附則第十一条第三十五項に規定する認定整備事業で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業のうち、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第七十一条第一号イ、ハ、ニ及びホに掲げる方法（同号ホに掲げる方法にあつては、総務省令で定める方法に限る。）により当該認定整備事業の施行に要する費用の一部について支援をするものとする。</p> <p>35 第三十三項の規定は法附則第十一条第三十六項に規定する政令で定める規模について、前項の規定は同条第三十六項に規定する認定整備事業で政令で定めるものについて準用する。</p> <p>36 37 （略）</p>	<p>附則 （不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲） 第七条（略） 2～32（略） （新設）</p> <p>33 法附則第十一条第三十五項及び第三十六項に規定する認定整備事業で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業のうち、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第七十一条第一号イ、ハ、ニ及びホに掲げる方法（同号ホに掲げる方法にあつては、総務省令で定める方法に限る。）により当該認定整備事業の施行に要する費用の一部について支援をするものとする。</p> <p>34 35 （略）</p>

改正案	現行
<p>（保留地等がある場合の申請情報等）</p> <p>第九条 法第九十五条の二の規定により換地計画において参加組合員に対して与えるべき宅地として定められた土地、法第九十六条第一項若しくは第二項、大都市法第二十一条第一項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「地方拠点法」という。）</p> <p>（第二十八条第一項、復興法第十七条第一項、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。））</p> <p>第十六条第一項若しくは高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号。以下「移動円滑化法」という。）</p> <p>第十三条第一項の規定による保留地又は法第五十五条第一項若しくは第三項に規定する公共施設の用に供する土地がある場合には、換地処分による土地の登記の申請をするときに登記所に提供しなければならない申請情報の内容は、不動産登記令第三条各号（同条第七号にあつては、当該土地についての事項とする。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（保留地等がある場合の登記）</p>	<p>（保留地等がある場合の申請情報等）</p> <p>第九条 法第九十五条の二の規定により換地計画において参加組合員に対して与えるべき宅地として定められた土地、法第九十六条第一項若しくは第二項、大都市法第二十一条第一項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「地方拠点法」という。）</p> <p>（第二十八条第一項、復興法第十七条第一項、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地法」という。））</p> <p>第七条第一項若しくは高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号。以下「移動円滑化法」という。）</p> <p>第十三条第一項の規定による保留地又は法第五十五条第一項若しくは第三項に規定する公共施設の用に供する土地がある場合には、換地処分による土地の登記の申請をするときに登記所に提供しなければならない申請情報の内容は、不動産登記令第三条各号（同条第七号にあつては、当該土地についての事項とする。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（保留地等がある場合の登記）</p>

第十四条 前条の規定は、法第九十五条第三項、大都市法第二十条第一項若しくは地方拠点法第二十七条第一項の規定により換地とみなされる土地、法第九十五条の二の規定により換地計画において参加組合員に対して与えるべき宅地として定められた土地、法第九十六条第一項若しくは第二項、大都市法第二十一条第一項、地方拠点法第二十八条第一項、復興法第十七条第一項、中心市街地活性化法第十六条第一項若しくは移動円滑化法第十三条第一項の規定による保留地又は法第百五条第一項若しくは第三項に規定する公共施設の用に供する土地がある場合において、当該土地の上に既登記の地役権が存続すべきときについて準用する。

第十四条 前条の規定は、法第九十五条第三項、大都市法第二十条第一項若しくは地方拠点法第二十七条第一項の規定により換地とみなされる土地、法第九十五条の二の規定により換地計画において参加組合員に対して与えるべき宅地として定められた土地、法第九十六条第一項若しくは第二項、大都市法第二十一条第一項、地方拠点法第二十八条第一項、復興法第十七条第一項、中心市街地法第七条第一項若しくは移動円滑化法第十三条第一項の規定による保留地又は法第百五条第一項若しくは第三項に規定する公共施設の用に供する土地がある場合において、当該土地の上に既登記の地役権が存続すべきときについて準用する。

○都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる認定 中心市街地の区域）</p> <p>第八条 法第一条第二号ホの認定中心市街地の区域で政令 で定めるものは、その区域の面積が三ヘクタール以上のものと する。</p> <p>（資金の貸付けの対象となる防災街区整備推進機構及び中心市 街地整備推進機構）</p> <p>第十条 法第一条第二項第一号の政令で定める防災街区整備推進 機構及び同項第二号の政令で定める中心市街地整備推進機構は 、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であ るものとする。</p>	<p>（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる特定 中心市街地の区域）</p> <p>第八条 法第一条第一項第二号ホの特定中心市街地の区域で政令 で定めるものは、その区域の面積が三ヘクタール以上のものと する。</p> <p>（資金の貸付けの対象となる防災街区整備推進機構）</p> <p>第十条 法第一条第二項第一号の政令で定める防災街区整備推進 機構は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法 人であるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（電源立地対策及び電源利用対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第一条 電源開発促進対策特別会計法（以下「法」という。）第一条第二項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～二十六 （略）</p> <p>二十七 原子力発電施設等（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。以下この号において同じ。）の周辺地域（原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。以下この号において同じ。）又は当該原子力発電施設等の周辺地域に隣接する市町村（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）の区域内の中心市街地（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）<u>第十六条</u>第一項に規定する認定中心市街地をいう。以下この号及び次号において同じ。）における同法<u>第七条</u>第二項に規定する商業基盤施設の整備（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）又は同法<u>第三項</u>に規定する都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するための施設の整備（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）（以下</p>	<p>（電源立地対策及び電源利用対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第一条 電源開発促進対策特別会計法（以下「法」という。）第一条第二項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～二十六 （略）</p> <p>二十七 原子力発電施設等（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。以下この号において同じ。）の周辺地域（原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。以下この号において同じ。）又は当該原子力発電施設等の周辺地域に隣接する市町村（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）の区域内の中心市街地（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）<u>第二条</u>に規定する中心市街地であつて同法<u>第六条</u>第一項に規定する基本計画において定める区域をいう。以下この号及び次号において同じ。）における同法<u>第四条</u>第一項に規定する商業基盤施設の整備（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）又は同法<u>第二項</u>に規定する都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するための施設の整備（経済産業大臣</p>

この号において「商業基盤施設等の整備」という。）に要する費用に係る次のイからハまでに掲げる補助金の区分に応じイからハまでに定める者に対して行う補助金の交付

イ～ハ (略)

二十八～三十七 (略)

2
～
6 (略)

が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）（以下この号において「商業基盤施設等の整備」という。）に要する費用に係る次のイからハまでに掲げる補助金の区分に応じイからハまでに定める者に対して行う補助金の交付

イ～ハ (略)

二十八～三十七 (略)

2
～
6 (略)

改正案	現行
<p>（民間都市開発事業の要件等）</p> <p>第二条 法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業についての法第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>イ 法第二条第二項第一号に規定する事業が行われる土地（水面を含む。次項において同じ。）の区域の面積が、二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内）においては、千平方メートル）以上であること。</p> <p>ロ 整備される建築物の延べ面積（整備される建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計。次項において同じ。）が、二千平方メートル（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域内において整備される建築物若しく</p>	<p>（民間都市開発事業の要件等）</p> <p>第二条 法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業についての法第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>イ 法第二条第二項第一号に規定する事業が行われる土地（水面を含む。次項において同じ。）の区域の面積が、二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内においては、千平方メートル）以上であること。</p> <p>ロ 整備される建築物の延べ面積（整備される建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計。次項において同じ。）が、二千平方メートル（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域内において整備される建築物若しく</p>

は貨物流通の事業を行う者が利用するための建築物（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設に係るものに限る。）でその整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するもの又は都市再生特別措置法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内若しくは中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内において整備される建築物については、千平方メートル以上であること。

二（略）
2・3（略）

附則

（民間都市開発事業の要件の特例）

第一条の二 阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地のうち、都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その緊急かつ健全な復興を図るべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）又は同法第十条の四第一項に規定する被災市街地復興推進地域内において施行される法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業についての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該

は貨物流通の事業を行う者が利用するための建築物（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設に係るものに限る。）でその整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するもの又は都市再生特別措置法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内において整備される建築物については、千平方メートル以上であること。

二（略）
2・3（略）

附則

（民間都市開発事業の要件の特例）

第一条の二 阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地のうち、都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その緊急かつ健全な復興を図るべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）又は同法第十条の四第一項に規定する被災市街地復興推進地域内において施行される法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業についての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該

当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル」とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「区域内」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

（特定民間都市開発事業に係る地域の特例等）

第一条の三（略）

2 前項の規定の適用を受ける法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地における居住に関する機能の向上に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当するものについての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）」とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「区域

当するものに限る。ロにおいて同じ。）内又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内においては、千平方メートル）」とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「区域」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

（特定民間都市開発事業に係る地域の特例等）

第一条の三（略）

2 前項の規定の適用を受ける法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地における居住に関する機能の向上に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当するものについての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内においては、千平方メートル）」とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「区域」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）

内」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

内」とする。

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（第八条関係）

改正案	現行
<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業） 第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十（二号）第七条第八項に規定する特定商業施設等整備事業（同条第二項に規定する商業基盤施設を整備する事業に限る。）） 同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて行われるもの</p> <p>十二 （略）</p>	<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業） 第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四条第四項第一号に規定する特定商業施設等整備事業（同条第一項に規定する商業基盤施設を整備する事業に限る。） 同法第十七条第二項に規定する認定特定事業計画に基づいて行われるもの</p> <p>十二 （略）</p>

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（第九条関係）

改正案	現行
<p>（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模） 第十二条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタール（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業にあつては、〇・二ヘクタール）とする。</p>	<p>（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模） 第十二条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。</p>

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三十七 （略）</p> <p>三十八 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。</p> <p>三十九〜四十一 （略）</p> <p>（管理室の所掌事務）</p> <p>第十八条 管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。</p> <p>八 （略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三十七 （略）</p> <p>（新規）</p> <p>三十八〜四十 （略）</p> <p>（管理室の所掌事務）</p> <p>第十八条 管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>（新規）</p> <p>七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（地域振興課の所掌事務） 第四十九条 地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五 （略） （削る）</p> <p>六～九 （略）</p> <p>（地域通信振興課の所掌事務） 第七十四条 地域通信振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 （略） （削る）</p>	<p>（地域振興課の所掌事務） 第四十九条 地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五 （略）</p> <p>六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事（情報通信政策局の所掌に属するものを除く）。</p> <p>七～十 （略）</p> <p>（地域通信振興課の所掌事務） 第七十四条 地域通信振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 （略）</p> <p>四 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行に関する事務のうち同法第四十四条第四項第六号、第五十三条第三項第一号及び第六十三条第一号に掲げる事業に係るものに関する事。</p>

改正案	現行
<p>（立地環境整備課の所掌事務）</p> <p>第三十条 立地環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事（都市型新事業に関する事に限る）。</p> <p>九（略）</p> <p>（流通政策課の所掌事務）</p> <p>第九十条 流通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>（削る）</p> <p>四 中心市街地の活性化に関する法律の施行に關すること（中小企業庁及び経済産業政策局の所掌に属するものを除く。）</p> <p>五（略）</p> <p>（商業課の所掌事務）</p> <p>第六十二条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三（略）</p>	<p>（立地環境整備課の所掌事務）</p> <p>第三十条 立地環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に關すること（都市型新事業に關することに限る。）</p> <p>九（略）</p> <p>（流通政策課の所掌事務）</p> <p>第九十条 流通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 特定商業集積の整備の促進に關する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の施行に關すること（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）</p> <p>五 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律の施行に關すること（中小企業庁及び経済産業政策局の所掌に属するものを除く。）</p> <p>七（略）</p> <p>（商業課の所掌事務）</p> <p>第六十二条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三（略）</p>

四 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること（中小売商業高度化事業に関することに限る。）。

五（略）

四 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行に関すること（中小売商業高度化事業に関することに限る。）。

五（略）

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）<u>第七条第九項第四号</u>に規定する貨物運送効率化事業に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十二～五十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（貨物流通施設課の所掌事務）</p> <p>第四十七条 貨物流通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 中心市街地の活性化に関する法律<u>第七条第九項第四号</u>に規定する貨物運送効率化事業に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>六（略）</p> <p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）<u>第四条第四項第五号</u>に規定する貨物運送効率化事業に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十二～五十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（貨物流通施設課の所掌事務）</p> <p>第四十七条 貨物流通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律<u>第四条第四項第五号</u>に規定する貨物運送効率化事業に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>六（略）</p> <p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一〇四 (略)
(削る)

五 中心市街地の活性化に関する法律の施行に關すること(他局及び政策統括官の所掌に屬するものを除く。)

六〇十一 (略)

一〇四 (略)

五 特定商業集積の整備の促進に關する特別措置法(平成三年法律第八十二号)に規定する基本指針及び基本構想に關すること。

六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律の施行に關すること(総合政策局、自動車交通局及び政策統括官の所掌に屬するものを除く。)

七〇十二 (略)